



災害救助法の現状(実施主体)

○制度の現状

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。(災害救助法第1条)

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)(災害救助法第2条)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。(災害救助法第13条第1項)

3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村(基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体(基本法5条)	救助の後方支援、総合調整(基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助(法13条2項)	救助の実施主体(法2条)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体(法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可(法13条1項)
	費用負担	費用負担なし(法21条)	かかった費用の最大100分の50(残りは国が負担)(法21条)

○権限移譲と事務委任の違い

権限移譲の場合は、法に基づき自ら救助を実施し、費用負担あり。

事務委任の場合、市町村の名において、委任の範囲内(救助種目・期間)で救助を実施し、費用負担なし。